

2025年3月21日
公立大学法人大阪

懲戒処分の公表について

この度、2025年3月21日に、下記のとおり当事者に対し処分を行いましたので公表します。

記

1. 被処分者

本部事務機構企画部 課長代理

2. 処分内容

戒告

3. 根拠規程

公立大学法人大阪教職員就業規則第52条第1項第8号に該当する。

4. 処分発令日

2025年3月21日

5. 処分事由概要

職員に対しての叱責、懲罰的な意図が疑われる顛末書の作成指示などの行為があった。

6. 事案の概要

(事実概要)

2023年12月12日から2024年6月7日までのハラスメント調査委員会による調査により、以下の事実を確認した。

2023年9月、事務所内で職員に対し、複数の職員がいる中で約10分間にわたり大声で非難し必要かつ相当な範囲を超えた発言を繰り返した。また、顛末書の提出を強要し、原本を組織文書としてではなく個人的に管理するなど、懲罰的な意図が疑われる行為を行った。

これらの言動は、職務上の地位や人間関係などの優越的な関係を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものであった。

7. 再発防止に向けた対応

このような不祥事を引き起こしたことについて誠に遺憾であり、被害を受けられた方に対しご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。

今回の事案を厳粛に受け止め、全教職員に対し、ハラスメント研修などを通じて、今後このようなことがおこらないよう、再発防止にあたっていく所存です。

8. 添付資料

公立大学法人大阪教職員就業規則第52条第1項第8号

〈本件の問い合わせ先〉

○処分対象事案、処分内容について

本部事務機構人事労務室（大阪公立大学）

（TEL：06-6967-1824）

(添付資料)

○公立大学法人大阪教職員就業規則（抄）

（懲戒の事由）

第 52 条 教職員が次のいずれかに該当するときは、懲戒に処することができる。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤をし、出勤の督促に応じないとき
- (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻又は早退するなど勤務を怠ったとき
- (3) 故意又は重大な過失により本法人に損害を与えたとき
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑事法上の犯罪に該当する行為があったとき
- (5) 本法人の名誉又は信用を傷つけたとき
- (6) 素行不良で本法人の秩序又は風紀を乱したとき
- (7) 重要な経歴を詐称して雇用されたことが判明したとき
- (8) その他この規則及び本法人の定める諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき